

令和 8 年 度 川 田 北 処 理 区
機 械 設 備 更 新 工 事

特 記 仕 様 書

吉 野 川 市 水 道 部 下 水 道 課

特記仕様書

第1条 農林土木工事共通仕様書の適用

本工事の施工にあたっては、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書平成28年10月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。

尚、工事途中で改訂された場合はこの限りでない。

第2条 農林土木工事共通仕様書の変更・追加事項

「徳島県農林土木工事共通仕様書平成28年10月」の【変更】及び【追加】仕様事項は、徳島県ホームページ（農林水産基盤整備局農山漁村振興課のページ）に掲載の「徳島県農林土木工事共通仕様書【変更・追加事項】」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

第3条 本工事の特記仕様事項

本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

第4条 工事の内容

1. 目的

本工事は川田北地区農業集落排水施設及び中継ポンプ施設における機械設備の更新を行うものである。

2. 工事場所

徳島県吉野川市山川町村雲、川田

3. 工事概要

この工事の概要は次のとおりである。

処理施設（機械設備等）

- ・ 川田北地区農業集落排水施設

① No.2 汚泥引抜ポンプ 1台

中継ポンプ施設（機械設備等）

- ・ 5号マンホールポンプ場

① No.1 マンホールポンプ 1台

② 水位計（フロート式） 4台

- ・ 6号マンホールポンプ場

① No.2 マンホールポンプ 1台

② 水位計（フロート式） 4台

4. 工事数量

別紙の機器仕様及び図面のとおりである。

第5条 遵守法令等

工事施工にあたり諸法規を遵守しなければならない。

- (1) 労働基準法
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 建設業法
- (4) 公害対策基本法
- (5) 水質汚濁防止法
- (6) 大気汚染防止法
- (7) 悪臭防止法
- (8) 下水道法
- (9) 電気事業法
- (10) 道路交通法
- (11) 騒音規制法
- (12) その他関係法令、条例

第6条 材料等

材料については、日本工業規格（JIS）、電気規格調査会標準規格（JEC）、（社）日本下水道協会規格（JSWAS）、及び（社）日本水道協会規格（JWWA）に定められた製品を選定すること。

第7条 施工管理基準

施工管理は、「農業集落排水施設検査・施工管理指標（案）」「農業集落排水施設施工指針 - 汚水処理施設編(案) - 」及び「徳島県農林土木工事施工管理基準（案）（平成28年10月）」に準拠し、行うものとする。

第8条 保証期間

保証期間は規定による引渡しを受けた日から1箇年とする。

保証期間内に明らかに受注者の設計、製作、施工の不備に起因する故障が生じた場合は、受注者の責任において直ちに修理または取替えをしなければならない。

第9条 定めなき事項

この仕様書に定めない事項、又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

機 器 仕 様

1. 川田北地区農業集落排水施設

① No. 2 汚泥引抜ポンプ（一軸ねじ式ポンプ）

本装置は沈殿汚泥を底部から引抜、ばっ気槽へ汚泥返送を行うと同時に、余剰汚泥を汚泥受槽へ移送するために設置する。

口 径	100mm
吐 出 量	0.259 m ³ /分
全 揚 程	4.0m
電動機種類	屋外全閉外扇式三相誘導電動機 (インバータ駆動対応電動機)
定格出力	5.5kw
定格電圧	200V
周波数	60Hz
極 数	6P
数 量	1 台

主要部材質

ケーシング	FC200 以上
ロータ	SUS304 以上+硬質クロムめっき
ステータ	合成ゴム
シャフト	SUS304
共通ベース	SS400

塗 装（内面・外面） メーカー標準

特別付属品

吸込配管（SUS100A 2F 曲管）	1 式
吐出配管（SUS100A 2F 曲管）	1 式

付 属 品

共通ベース	1 面
ベルトカバー	1 式
プーリ	1 式
Vベルト	1 式
基礎ボルト・ナット	1 式
メーカー標準品	1 式
その他必要とするもの	1 式

予 備 品

標準予備品	1 式
-------	-----

制約事項

国内での使用実績があること。

既設共通コンクリート基礎内に適切に設置できること。

既設吸込配管及び吐出配管に適切に接続すること。

基礎ボルトはケミカルアンカーで可とする。

既設汚泥引抜ポンプの撤去に際しての離線及び更新後の結線及び運転確認等は
本工事に含むものとする。

そ の 他

既設汚泥引抜ポンプ 新明和工業(株)

型 式 ME061SX1R4

注) 既設メーカーや特定メーカーを指定しているわけではないため、材料については
同等品以上の品質となるよう機器の選定を行うものとする。

2. 中継ポンプ施設（5号マンホールポンプ場）

① No.1 マンホールポンプ（水中ポンプ・自動接続形）

口 径	80mm
吐 出 量	0.468 m ³ /min 以上
全 揚 程	8.7m 以上
定格出力	2.2kw
定格電圧	200V
定格電流	9.4A（参考値）
周 波 数	60Hz
極 数	4P
始動方法	直入
保護装置	オートカット等
塗 装	3種ケレン（下塗 80um 以上、 中塗 70um 以上、上塗 70um 以上）
数 量	1 台（本体）

主要部材質（下記同等以上）

ポンプケーシング	FC250
サクションライナー	FC250
羽根車	FCD450-10
主軸	SUS420J2

付 属 品

動力ケーブル（2PNCT×4心×3.5mm ² ×50m）	1 本
制御ケーブル（2PNCT×4心×1.25mm ² ×50m）	1 本
ガイドフランジ（FC250）	1 組
吊上チェーン（主:SUS304×3.5m、補助:SUS304×1.5m）	1 組
ベルマウス	1 組
その他必要とするもの	1 式

配管・弁体類

仕切弁（ボール式、80A、JIS10K、ステンレス製）	1 個
逆止弁（ボール式、80A、JIS10K、ステンレス製）	1 個
空気抜き配管（25A、ねじ込式、Sch10S、ボール式エア抜弁・逆洗用ボール弁込）	1 式

水位計

フロート式水位計 (ABS 製)	4 台
ケーブル (PVC 製、VCTF2×0.75mm ² ×50m)	4 本
ケーブルクリップ (PVC 製)	4 個
ロープ (PE 製)	4 m
ウエイト (必要な場合)	1 組
その他必要とするもの	1 式

制約事項

国内での使用実績があること。

既設着脱部に適切に接続できること。(付属品との組み合わせでも可)

機器更新の際はマンホール内への流入水を止めることができないので注意すること。

その他

既設水中ポンプ (No. 1、No. 2) 太平洋機工(株)、D3K-H-2.26

注) 既設メーカーや特定メーカーを指定しているわけではないため、材料については同等品以上の品質となるよう機器の選定を行うものとする。

3. 中継ポンプ施設（6号マンホールポンプ場）

① No.2 マンホールポンプ（水中ポンプ・自動接続形）

口 径	80mm
吐 出 量	0.495 m ³ /min 以上
全 揚 程	3.9m 以上
定格出力	1.5kw
定格電圧	200V
定格電流	6.7A（参考値）
周 波 数	60Hz
極 数	4P
始動方法	直入
保護装置	オートカット等
塗 装	3種ケレン（下塗 80um 以上、 中塗 70um 以上、上塗 70um 以上）
数 量	1 台（本体）

主要部材質（下記同等以上）

ポンプケーシング	FC250
サクションライナー	FC250
羽根車	FCD450-10
主軸	SUS420J2

付 属 品

ケーブル（2PNCT×8心×2.0mm ² ×30m）	1 本
ガイドフランジ（FC250）	1 組
吊上チェーン（主：SUS304×3.5m、補助：SUS304×1.5m）	1 組
ベルマウス	1 組
その他必要とするもの	1 式

配管・弁体類

仕切弁（ボール式、80A、JIS10K、ステンレス製）	1 個
逆止弁（ボール式、80A、JIS10K、ステンレス製）	1 個
空気抜き配管（25A、ねじ込式、Sch10S、ボール式エア抜弁・逆洗用ボール弁込）	1 式

水位計

フロート式水位計 (ABS 製)	4 台
ケーブル (PVC 製、VCTF2×0.75mm ² ×50m)	4 本
ケーブルクリップ (PVC 製)	4 個
ロープ (PE 製)	4 m
ウエイト (必要な場合)	1 組
その他必要とするもの	1 式

制約事項

国内での使用実績があること。

既設着脱部に適切に接続できること。(付属品との組み合わせでも可)

機器更新の際はマンホール内への流入水を止めることができないので注意すること。

その他

既設水中ポンプ (No. 1、No. 2) 太平洋機工(株)、D3K-L-1.56

注) 既設メーカーや特定メーカーを指定しているわけではないため、材料については同等品以上の品質となるよう機器の選定を行うものとする。